

JICS INFO-PACK

一般財団法人 日本国際協力システム

有償資金協力関連事業

1. 円借款について

円借款（有償資金協力）は、日本国政府が開発途上国の社会・経済発展を支援するために行う政府開発援助の一つで、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施しています。低金利・長期返済の緩やかな条件で開発資金を開発途上国に貸し付けることに

より借入国の発展を支援するものです。また無償資金協力とは異なり資金の返済を求めることで、借入国に資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、借入国の主体性を育てます。借入国は、この資金を使って、電力、上下水道、運輸、通信などの社会インフラを整備します。これらの事業を行うにあたっては、借入国は、JICAの円借款ガイドライン（以下「JICAガイドライン」という。）に準拠し公正性、透明性、経済性、効率性を確保して手続きを進めることが前提になります。

2. 円借款プロジェクトサイクル

円借款は一連の標準手続きに従います。それらはプロジェクトの準備、先方政府からの要請、日本側のプロジェクトの検討／審査・事業

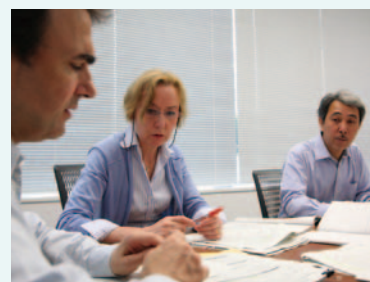
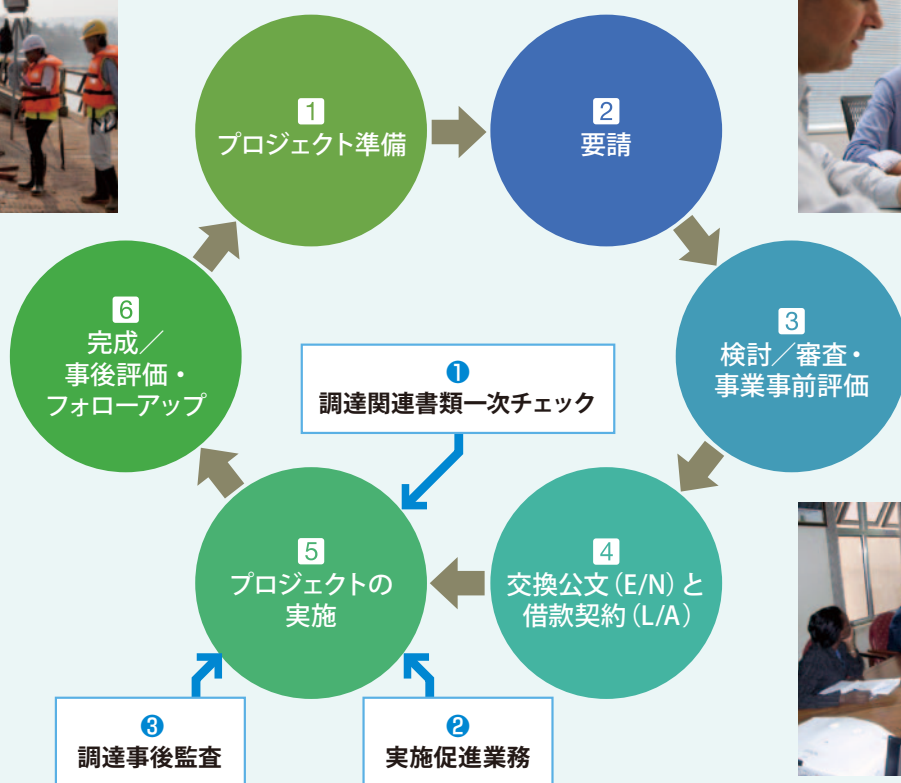
事前評価、交換公文と借款契約の締結、プロジェクト実施、完成／事後評価とフォローアップなどの6ステップで「円借款プロジェクトサイクル」と呼ばれます。事後評価とフォローアップより得た教訓は将来のプロジェクトの準備のための教訓として活用されます。プロジェクトサイクルの中で、一般財団法人日本国際協力システム（JICS）はJICAとの契約により、主に次の3つの支援業務の経験を有しています。

- ① 調達関連書類一次チェック — JICA ガイドライン・標準入札書類等に準拠して作成されているか審査を行う
- ② 実施促進業務 — 調達・貸付実行手続きなどへの支援
- ③ 調達事後監査 — 借入国側の調達手続きが借款契約の取り決めどおりに適正に実施されたかを事後的に確認



調達事後監査：ウガンダでのプロジェクトサイト訪問

円借款プロジェクトサイクル



調達書類一次チェック：JICS 本部での検討会

実施促進業務：ウガンダでの貸付実行の説明



① 調達関連書類一次チェック

調達関連書類一次チェックは、円借款が決定され交換公文と借款契約が締結された後、借入国がコンサルタント、コントラクターの選定過程で作成する調達関連書類の審査を行う業務です。プロジェクトを実施する際、施工監理を行うコンサルタント、またその後に工事を行うコントラクターを入札で選定します。そのために必要な調達関連書類として、コンサルタント選定では、招請状・契約書、コントラクター選定では、事前資格審査書類・入札書類・契約書などの書類があり、借入国によりそれらの書類は作成されます。

JICSはJICAの委託を受けてこれらがJICAガイドライン・標準入札書類等に準拠して作成されているか審査します。



JICS 本部での検討会

② 実施促進業務

円借款の新規供与国では実施機関が円借款の手続きに習熟していないこと、借入国内の承認手続きが複雑なことなどの理由により、当初の予定通りに事業が進まない事例があります。これらの事業実施を妨げる要因を特定し、問題解決を図り、事業円滑化を目的として、JICAは借入国に専門家を派遣します。これらの業務内容には、(1) 新規案件形成の支援、(2) 調達の実施促進、(3) 貸付実行促進、(4) 債務返済手続きの改善、(5) 長期・短期の投融資見込みの作成支援などの業務があります。

JICSはJICAとの業務実施契約により、2012年にウズベキスタン、2013年にサブサハラ・アフリカ諸国に実施促進のための専門家を派遣しました。



ケニアにて貸付実行方式のプレゼンテーション

③ 調達事後監査

調達事後監査は、入札から契約に至るまでの調達手続きが(1) 借入国によりJICAガイドラインに準拠し実施されたか、(2) 借款契約の取り決めに従って借入国とJICAの間で確認・同意手続きが行われているかを事後的に監査するものです。

JICSはJICAとの業務委託契約の下、監査を日本国内で行い、その中からいくつかの案件を選定し、現地にて立ち入り監査をしています。監査結果、問題点、課題事項などをJICAに報告します。



ケニアでの立ち入り監査